

2021 年度 事業計画書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日

公益財団法人日本ゲートボール連合

2021 年度事業計画

I. 事業方針

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、選手や大会スタッフの安全が確保できない状況となったため、全国大会、関連研修会、及びアジア選手権大会などの主要事業すべてを中止としました。年度当初はこの感染症の終息を待って活動を再開することを見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症は一過性に終わることなく、今後もさまざまなウイルスも含めて共に生きていく「with コロナ時代」として対応しなければならない社会へと大きく変貌しました。

公式大会中止等の長期化は登録会員のメリット喪失につながり、「会員退会と財政悪化の加速化」への対策が急務となり、事業計画の一部変更を行い、「新型コロナ感染予防モデル大会実施マニュアル」の作成を行うとともに、活動再開に向けた衛生管理資材の整備やモデル大会等を開催し、地域差はありますが、徐々に活動が再開されつつあります。

再生プロジェクトについては、特に大学普及事業がキャンパスの長期閉鎖によって大きな影響等を受けましたが、それでも、活動大学の数を増やすことができました。小学校への教育的価値を持ったプログラム開発も確実に進んでおります。

プロジェクト3年目となる本年度は、「再生事業の更なる具現化（集中治療）」と「受益者負担をベースとした事業整理と財政再建（根幹治療）」及び「組織再編」のすべてを、「with コロナ時代」をにらんだアップデートを加えながら、プロジェクト全体として骨太な戦略を構築し、かつ即効的に実行していきます。

なお、日本連合の主たる事業は、日本財団からのボートレースの貴重な収益金を財源とした助成をはじめ、日本スポーツ振興センターやスポーツ安全協会等から支援をいただいて実施（一部申請中）する予定であり、これらの資金を有効・適切に活用し、一層の効率的かつ積極的な事業運営を行っていきます。

ゲートボール “Beyond 2024” 構想		
Mission (仮)	JGUと地方組織は、ゲートボールが持つ「誰もが気軽に参加でき、そこに幸福なコミュニティを生み出す、包容力のあるチームスポーツ」の特性を活かし、孤独や分断が広がる今後の日本社会に優れたソリューションを提供する、社会貢献組織となる。	
GBの今日の価値	① 特別な体力・技術が要らない、誰にでも参加できる 開かれたチームスポーツ ② 小スペース、短時間、少人数でプレーできる コンパクトで気軽なチームスポーツ ③ 戦略性が高く、分析・判断・コミュニケーションを駆使する 知的でモダンなスポーツ	
これまでのゲートボール 限られた高齢者を中心とした「競技スポーツ」	次世代にバトンを渡す	これからのゲートボール 全世代の多様な人々が、様々な形で参加できる 「レジャー&コミュニケーション+競技スポーツ」
これまでGBは高齢者の健康促進や生きがい、そして仲間や居場所づくりなどの重要な役割を、長い間に渡り果たしてきた。 しかし人々の価値観やライフスタイルが大きく変化した現在、GBも「新たなスポーツに対する欲求」に対応し、その在り方を大きく変化する必要がある。		小学生 子ども時代の体験が後の「愛好者」と「競技者」を生み出す。全世代への普及の基礎・基盤づくり。 大学 ・「大学スポーツ」の地位を確立する。 ・「大学」を地域でのGB普及の戦略的パートナーとする。 ネット & ゲーム ・若い世代とGBとの最強の「接点」。 ・GBのイメージ転換と新たなGBのブランド構築に積極的に取り組む。
地方組織の再生	GBの再生において地方組織の再生は「必須条件」。再生への問題、課題、悩みを共有し、常に前向きに歩み続けることが出来る、力強く、開放的なパートナーの関係を構築する。	

202001 ver.

Ⅱ. 事業【公益目的事業】

1. ゲートボール再生プロジェクト

1) 新たなゲートボールファン拡大に向けた普及活動の創出〔日本財団助成事業〕

再生プロジェクトにおける構想（次頁参照）に沿って、2019年度より開始した各事業の推進と新規事業開拓により更なる具現化を図る。また、新ブランディングとして、多様なフィールドに合わせたゲートボールのリメイク・リモデルに着手し、若い世代の生活の中で自然とゲートボールに触れる機会の創出を図りながら、デジタルメディアを活用した情報発信に積極的に取り組む。

- (1) 大学を拠点とした普及活動の実施
- (2) 小学校低学年・未就学児向け教育プログラムの開発
- (3) ゲームバリーエーション（簡易導入版、少人数制）の開発
- (4) 地域特性に応じた普及活動モデルの創出
- (5) IT・AI等の先進技術を利用したコートや用具の開発
- (6) デジタルコミュニケーションとしてのコンテンツの開発
- (7) 広報戦略の強化（マーケティングとブランディング）

大学スポーツへの展開 状況（*カッコ内は新規）

年度	協議した大学	ゼミ等での活動	3ヵ年 目標 （～2021年度）
2019	22 大学	10 大学	30 大学
2020	14 大学（6）	8 大学（4）	

注）上記のほか、9大学にて2021年度の実施が予定（うち4大学が新規）

2) 日本連合の再生〔日本財団助成事業〕

- (1) 執行体制の強化
- (2) 事務局内のICT環境の整備
- (3) 既存事業の統廃合と財政赤字の解消

3) 地方組織の再生〔日本財団助成事業〕

加盟団体の実情に沿って企画・立案・実施される再生事業への支援とともに、日本連合とのオンライン化による業務・経費削減等、あらゆる面での立て直しを図り、地方組織の再生に取り組む。一方、都道府県の枠にとらわれず、地域特性などを考慮した多様な新組織としての再編を推進する。

- (1) 基盤強化、人材育成、ICT環境の整備、マネジメント支援等
 - ▶ 地方組織再生助成事業（ICT環境等の基盤強化を含む）の実施
 - ▶ 再生プロジェクト全国会議の実施
- (2) 広域的な活動拠点を視野に入れた組織構造の立て直し
 - ▶ 地域ブロック化推進会議（仮称）の実施

4) 世界戦略の構築〔日本財団助成事業〕

ゲートボール普及に関する国・地域別の実状調査を行い、それを踏まえて世界戦略の基本計画を立案する。

■ 再生プロジェクトの主要構想

1) 大学スポーツへの展開

ゲートボールを大学の体育授業やサークル化などに導入する道すじをつくり、継続的サポートを行いながら、「大学スポーツ」としての定着を目指す。将来的には、大学を地域の新たな普及パートナーとし、加盟団体との共同・補完による関係性を構築し、多角的な組織構造への発展を構築する。

2) 小学校・未就学児への普及

「8～12歳までのスポーツ経験が、その後の人生におけるスポーツ活動に大きく影響を与える」との学術研究結果を踏まえ、幼少期から学童期の体験が重要であると考え、普及の基礎づくりとなる小学生・未就学児への普及アプローチの再生を目指す。2019年度から開始した筑波大学との共同研究をもとに、学校教育におけるゲートボールの教材開発を推進する。

3) ゲートボールのリメイク・リモデル

高度化した現在のゲートボールは「ゲートボール・クラシック（仮称）」と命名し、伝統を持つ頂点としてカテゴリー化する。一方、ルール・審判実務の簡易化のほか、先進技術を活用した演出強化やファッション性の向上による「する・見られる」楽しさの追求等、ライトユーザー向けのニューゲートボールを創出し、多種多様な楽しみ方ができるゲートボールとしての再生を目指す。

4) デジタルコミュニケーションとしてのコンテンツの開発

インターネットやSNSによる情報発信の強化だけでなく、「ゲーム化」「コミュニケーションツール化」など、多様な形態でのデジタル化を進め、若い世代との接点の創造・増加を目指す。また、ゲームの中の世界観やビジュアルイメージを実際の試合での運営・演出、用語、用具やファッションへと反映させ、リアルなゲートボールへの参加に繋げる。

5) 地方組織の再生

既存加盟団体の単独運営のほか、大学と連携した運営や複数の加盟団体による共同運営など、従来の都道府県枠にとらわれることなく、加速化する現在のオンライン社会や新たなニーズに対応できる組織としての再編を目指す。

6) イメージ転換とブランディング

上記の各課題解決策を推進しながら、日本社会に定着したネガティブなイメージを払しょくし、「知的で優雅な現代的スポーツとなったゲートボール」や「ゲートボール界が優れたソリューションを提供する社会貢献組織であること」についてブランディングを構築する。

2. 普及及び振興

1) 学校スポーツとしての育成

- (1) 中学・高等学校でのゲートボール活動支援
部活動・クラブ活動としての定着を目標に、最長3ヵ年にわたり、用具や活動経費の一部支援を行う。なお、本事業は本年度で新規受付を終了とする。
- (2) 全国高等学校ゲートボール選手権大会
▶ 開催地・期日等は別表2参照
- (3) 全国ユースゲートボール連盟への活動支援

2) 日本発祥スポーツとしての海外普及〔日本財団助成事業〕

- (1) 指導者や審判員等の海外派遣
- (2) ゲートボール用具や刊行物等の寄贈

3. 全日本選手権大会及びその他の競技会の開催

1) 全国大会の開催

- (1) 全日本ゲートボール選手権大会〔スポーツ振興基金助成 申請中〕
- (2) 全国選抜ゲートボール大会〔日本財団助成事業〕
- (3) 全日本世代交流ゲートボール大会〔日本財団助成事業〕
- (4) 全国ジュニアゲートボール大会〔日本財団助成事業〕
- (5) 全国社会人ゲートボール大会〔日本財団助成事業〕
▶ 開催地・期日等は別表2参照

【特記】 本年度は、コロナ対策として各大会の出場チーム数を削減して実施するとともに、受益者負担をベースとした実施（大会数、規模、競技方法、参加料等）へ転換していくための基本方針を策定する。

2) 地域選手権大会の主催と都道府県大会への開催支援

- (1) 地域ゲートボール選手権大会（ジュニア、ミドル、スーパーシニア含む）
- (2) 都道府県ゲートボール大会（日本連合主催全国大会の都道府県予選会）

4. 国民体育大会の実施

- (1) 第76回国民体育大会（公開競技）
▶ 開催地・期日等は別表2参照
- (2) 国民体育大会予選会（10地域）の開催支援
- (3) 2022年度以降の国民体育大会の開催準備

【特記】 2020年度に予定されていた公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」）による改革第4期の正式種目等の実施競技選定（書面調査及びヒアリング調査）がコロナ禍により延期となった。本選定期間は未定だが、調査実施結果と合わせ、国体事業の今後の方針を決定する。

＜第2期＞		＜第3期＞		＜第4期＞	
年	開催地	年	開催地	年	開催地
2019年	茨城県行方市	2024年	佐賀県	2028年	長野県（予定）
2020年	鹿児島県 ※延期	2025年	滋賀県（内定）	2029年	群馬県（予定）
2021年	三重県松阪市	2026年	青森県（予定）	2030年	島根県（予定）
2022年	栃木県那珂川町	2027年	宮崎県（予定）	2031年	未定
2023年	鹿児島県指宿市	※鹿児島国体が2023年に延期し、以後1年の順送り			

5. 国際的競技会の開催と代表チームの選考及び派遣、並びに外国チームの招聘

(1) 第8回アジアゲートボール選手権大会の開催〔日本財団助成事業〕

▶ 開催地・期日等は別表2参照

(2) 国際大会・交流会等への日本チームの派遣〔日本財団助成事業〕

(3) ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催準備

6. 競技規則の周知徹底

7. 指導者の養成

(1) 指導者研修会の実施〔日本財団助成事業〕

(2) JSPO 公認ゲートボール指導者（コーチ1）の養成

【特記】 JSPO との協同認定事業「JSPO 公認スポーツ指導者制度」の段階的な全面改正に合わせ、日本連合が担う専門科目の実施内容（カリキュラム、教本、料金等）の見直しを進める。改正移行期間は2023年3月末まで。

8. 審判員の養成及び認定

(1) 審判員資格の試験、登録、並びに登録更新の実施

▶ ジュニア・ユース世代への資格取得促進（登録料免除）の継続

(2) 国際審判員資格の試験、登録、並びに登録更新の実施

(3) 全国大会等の開催地での審判研修会の実施〔日本財団助成事業〕

9. ゲートボール器具・用具の研究開発及び認定

(1) 安全検査に合格したスティックやボールに関する認定制度の実施

【特記】 認定の有効期限の導入については、本年度中に結論を得る。

10. ゲートボールに関する刊行物の発行

(1) 書籍「競技規則・審判実施要領」、「ルールの解説 Q&A」の発行

(2) 「ゲートボール Navi 2021」の作成配布〔スポーツ振興くじ助成 申請中〕

▶ 2022年3月頃：48,000部予定

(3) 「ゲートボールテキスト2021」の作成配布〔スポーツ振興くじ助成 申請中〕

▶ 2021年5月頃：38,400部予定

11. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

1) 功労者等の表彰

- (1) ゲートボール功労賞（被表彰者は各団体1名）
- (2) 健康功労賞（各団体1名～8名とし、200名を基準とした比例配分）
- (3) 審判員功労賞（各団体最低1名とし、100名を基準とした比例配分）

2) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）のほか、官公庁・自治体等の公的機関及び関連団体が開催する各種ゲートボール大会への後援協力等

3) ゲートボール活動における事故予防・防止に向けた啓発活動等

- (1) ゲートボール活動中（競技会や講習会等）における事故状況の収集と予防・防止に向けた啓発への取り組み
- (2) 見舞金の対応

4) アンチ・ドーピング教育・啓発活動

- (1) 全日本選手権大会出場選手への関連資料の配布及び e ラーニング受講への取り組み
- (2) アンチ・ドーピング研修会は、競技会（国体）における感染症対策に注力するため、今年度は実施しない。
- (3) アウトリーチプログラム（参加型普及啓蒙活動）は、競技会（ジュニア等）での感染症対策に注力するため、今年度は実施しない。
- (4) 日本連合主催全国大会における競技プログラム等の理念広告の掲載
- (5) 日本連合主催全国大会における横断幕の掲示

5) 広報

- (1) ウェブサイト及び関連公式 SNS 等の充実
- (2) 加盟団体による情報発信への支援

6) その他

- (1) 会員データシステムの整備
- (2) 寄付金・賛助金及び協賛企業等の募集強化
- (3) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞への対応
スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としての「スポーツ団体ガバナンスコード（2019年、スポーツ庁策定／別表3参照）」の実効的な運用を開始するとともに、関連諸規程の整備を進める。
 - ▶ ガバナンスコード適合状況についての自己説明と公表の実施（年1回）
 - ▶ 適合性審査への準備（4年に1回で、日本連合は2022年度の実施予定）
 - ▶ 加盟団体に対するガバナンスコードへの対応方針の決定（別表4参照）
- (4) 定時評議員会、理事会、その他必要に応じた各種会議の開催
- (5) 国際ゲートボール組織（世界・アジア）の事務局業務の受託

【別表1】審判員・指導者・事故予防登録者別 対象人数（見込み）

年度	審判 / 新規受験		審判 / 更新		事故予防登録者	
2017	2,849	△186	23,423	△3,710	71,993	△8,738
2018	2,233	△616	21,916	△1,507	65,603	△6,390
2019	1,844	△389	20,112	△1,804	58,769	△6,834
2020 / 見込	1,500	△344	18,460	△1,652	50,700	△8,069
2021 / 計画	1,330	△170	15,000	△3,460	43,100	△7,600
平均前年比		△341		△2,426		△7,526

【別表2】2021年度 日本連合主催全国大会等

(1)	文部科学大臣杯 第37回 全日本ゲートボール選手権大会		スポーツ振興基金助成 申請中	
	大分県大分市	2021年10月9日（土）・10日（日）		48→32 チーム
(2)	第36回 全国選抜ゲートボール大会		日本財団助成事業	
	山梨県甲府市	2021年6月12日（木）・13日（金）		96→48 チーム
(3)	内閣総理大臣杯 第38回 全日本世代交流ゲートボール大会		日本財団助成事業	
	島根県出雲市	2021年9月18日（土）・19日（日）		48→24 チーム
(4)	第26回 全国ジュニアゲートボール大会		日本財団助成事業	
	埼玉県熊谷市	2021年8月21日（土）・22日（日）		144→50 チーム
(5)	第20回 全国社会人ゲートボール大会		日本財団助成事業	
	埼玉県熊谷市	※ジュニア大会との合同開催		48→16 チーム
(6)	第10回 全国高等学校ゲートボール選手権大会 * 3人制（リレーションー3）による実施		-----	
	調整中	2021年12月中旬		14校程度

注) チーム数は、大会開催要領で定めるチーム数→本年度の参加チーム数を表記

(7)	第76回 国民体育大会〔公開競技〕 三重県とわか国体		-----	
	三重県松阪市	2021年9月3日（金）～5日（日）		32 チーム

<国際大会>

(8)	第8回 アジアゲートボール選手権大会		日本財団助成事業	
	中華人民共和国	2021年11月中旬		
	アジア連合加盟団体及びアジア地域の普及国・地域から選ばれた64チーム			

*新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により開催延期の可能性あり。

【別表3】スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）の規定一覧

<p>原則01「組織運営等に関する基本計画の策定と公表」</p> <p>(1) 組織運営に関する中長期基本計画の策定と公表 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用・育成に関する計画の策定と公表 (3) 財務の健全性確保に関する計画の策定と公表</p>
<p>原則02「適切な組織運営を確保するための役員等の体制の整備」</p> <p>(1) 組織の役員および評議員の構成等における多様性の確保（外部・女性等） (2) 理事会規模の適正化と、実効性の確保 (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みの設置 (4) 独立した諮問委員会としての役員候補者選考委員会の設置と、構成員への有識者の配置</p>
<p>原則03「組織運営等に必要な規程の整備」</p> <p>(1) 中央競技団体（以下「NF」という。）およびその役職員、その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程の整備 (2) その他組織運営に必要な規程の整備 (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程、その他選手の権利保護に関する規程の整備 (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程の整備</p>
<p>原則04「コンプライアンス委員会の設置」</p> <p>(1) コンプライアンス委員会の設置と運営 (2) コンプライアンス委員会の構成員への有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の配備</p>
<p>原則05「コンプライアンス強化のための教育」</p> <p>(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育の実施 (2) 選手、指導者、および審判員向けのコンプライアンス教育の実施</p>
<p>原則06「法務・会計等の体制の構築」</p> <p>(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制の構築 (2) 財務・経理の適切な処理と、公正な会計原則の遵守 (3) 国庫補助金等の利用に関し、適切な使用のために求められる法令、ガイドライン等の遵守</p>
<p>原則07「適切な情報開示」</p> <p>(1) 法令に基づく財務情報等の開示 (2) 法令に基づく開示以外の情報の主体的な開示</p>
<p>原則08「利益相反への適切な管理」</p> <p>(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反の適切な管理 (2) 利益相反ポリシーの作成</p>
<p>原則09「通報制度の構築」</p> <p>(1) 通報制度の設置 (2) 通報制度における、有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心とした運用体制の整備</p>
<p>原則10「懲罰制度の構築」</p> <p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容および処分に至るまでの手続きの整備とその周知 (2) 処分審査を行う者に対する、中立性および専門性の確保</p>

<p>原則 11 「選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決への取組み」</p> <p>(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p> <p>(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p>
<p>原則 12 「危機管理および不祥事対応体制の構築」</p> <p>(1) 有事のための危機管理体制の事前構築と、危機管理マニュアルの策定</p> <p>(2) 不祥事が発生した場合における、事実調査、原因究明、責任者の処分および再発防止策の提言について検討するための調査体制の速やかな構築</p> <p>(3) 危機管理および不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合における、当該調査委員会の、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心とした構成</p>
<p>原則 13 「地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言および支援」</p> <p>(1) 加盟規程の整備等による地方組織等との間の権限関係の明確化とともに、地方組織等の組織運営および業務執行についての適切な指導、助言および支援</p> <p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援</p>

【別表 4】スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）の規定一覧

<p>原則 01 「法令等に基づく適切な団体運営と事業運営」</p> <p>(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか</p> <p>(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか</p> <p>(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか</p> <p>(4) 適切な団体運営と事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか</p>
<p>原則 02 「組織運営に関する目指すべき基本方針の策定と公表」</p> <p>(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか</p>
<p>原則 03 「暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底」</p> <p>(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、またはコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか</p> <p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、またはコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか</p>
<p>原則 04 「公正かつ適切な会計処理」</p> <p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか</p> <p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか</p> <p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか</p>
<p>原則 05 「法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することによる、組織運営の透明性の確保」</p> <p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか</p> <p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか</p>
<p>原則 06 「高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明および公表を行うべきである」</p>